

ひまわり会員・加入のしおり

生活支援を担う見守り相談センターひまわりは、会員同士がふれあい交流を深め、毎日の生活を楽しく過ごせるように支援してまいります。

1 定期的な安否確認について

- 会員様のご要望に沿った安否確認を電話等で行います。
 - ・ 毎日 ・ 1週間に1回程度 ・ 月1回など
- 要望に応じて定期的に会員様のお宅を訪問し、直接お会いして安否確認を行います。
 - ・ 1週間に1回程度 ・ 月1回など

2 介護予防・健康づくりについて

- 介護予防講習会や健康づくり教室などを定期的を開催します。
会員様に事前に参加申し込みをしていただきます。
 - ・ ミニデイ（お茶会・昔の遊び・ゲーム）
 - ・ 健康づくりのための講習会（認知症・口腔ケア・風邪予防）
 - ・ クリスマスマール・お正月飾りづくりなど

3. 緊急時の対応

- ① 会員が室内転倒で動けなくなったなどの緊急事態が起こった場合には、専用の電話にご連絡いただきます。内容によっては、親族の方に連絡し救急車の手配をいたします。なお、救急車に同乗はいたしません。
- ② 玄関鍵が閉まっていて救急対応ができないような時は、会員様からの連絡により、玄関鍵をお届けします。
- ③ 会員様からの連絡により自宅にお伺いする必要がある場合には、生活支援センター（ひまわり）から会員様のお宅に伺います。
なお、夜間の訪問につきましては、別途利用料金が発生する場合がございます。

4 玄関の鍵預かりについて

- 緊急時に利用するため、玄関の鍵預かりを行います。
 - ・ お預かりした玄関鍵は、センサーやカメラを設置したセキュリティ環境を整えた事務所に保管し、鍵の利用については、お客様の要請による鍵あけや消防署からの要請時のみに利用します。
 - ・ 玄関鍵を利用する場合には、当法人が定める玄関鍵利用規定に基づき、責任をもって利用させていただきます。

5 会費について

月額、500円、年間、6,000円です。

会費は、6月、12月に銀行口座から引き落としさせていただきます。

サービス利用上のご案内

2016.4.1

ご利用者様の日常生活の支援を目的として、サービスを提供することが
基本理念となっています。

- ・爪切り・耳垢の除去・軟膏を塗る事・湿布を張る事・眼薬をつける事はできません。
- ・ご利用者様の通帳やカードをお預かりして預貯金の引出し等を代行することはできません。
- ・買物代行時にお預かりできる金額は、1万円までです。
- ・茶菓子のおもてなしは、お断りいたします。(サービス料金を頂戴しておりますので)
- ・サービスの前後に手洗い・うがいをさせていただきます。その際には、洗面所をお借りする事をご了承ください。
- ・お約束の時間が過ぎましたら、延長料金をいただきます。(30分 500円 60分 1,000円)
- ・「サービス記録」の記入は、サービス時間内にさせていただきます。
- ・キャンセルをご希望の場合は、前日の18時までに「ひまわり」までご連絡願います。

なお、ご不明なことがありましたら、「ひまわり」までご連絡ください。

電話番号 921-5550 よろしく願いいたします。